

2 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

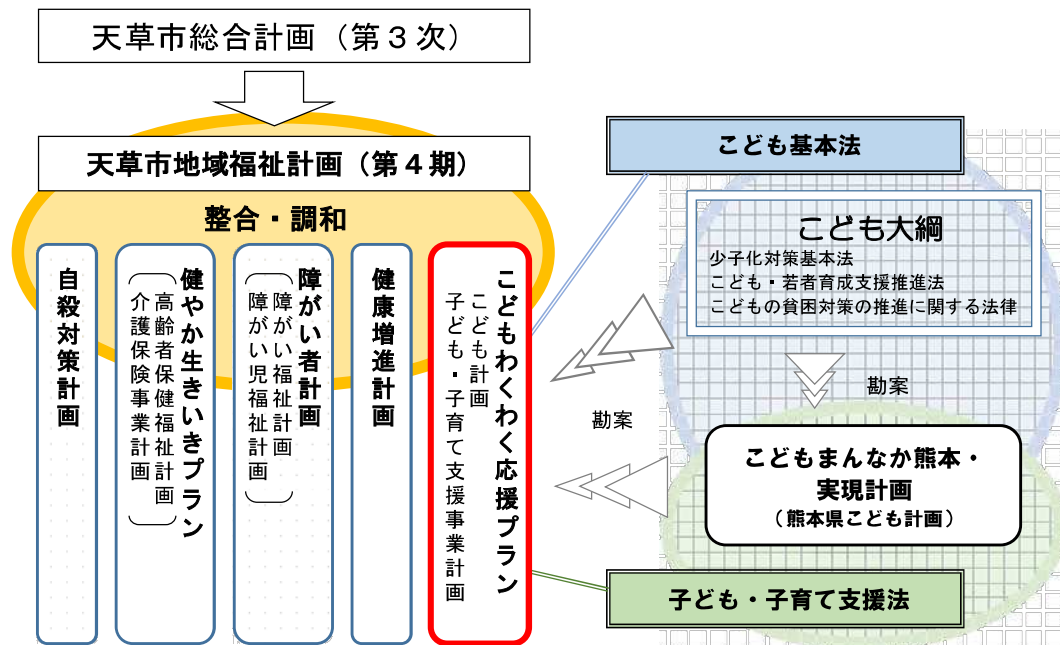
また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

年度	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
分野							
総合計画	第3次 天草市総合計画 (基本構想: R6～R11)						
	基本計画 (前期 3年)			基本計画 (後期 4年)			
子ども 分野	第2期 天草市子ども・子育て支援事業計画 (R2～R6)		こどもわくわく応援プラン (R7～R11) 「第1期 天草市こども計画」 「第3期 天草市子ども・子育て支援事業計画」				

3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく計画として策定します。なお、策定にあたっては、子ども・子育て支援法第61条に基づく、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定します。

また、上位計画である「第3次天草市総合計画」及び保健・医療・福祉部門を統括する「天草市地域福祉計画」との整合を図るとともに、『こども大綱』並びに『こどもまんなか熊本・実現計画』を勘案した、こども・子育て当事者の支援に関する総合的な分野別計画として位置づけます。

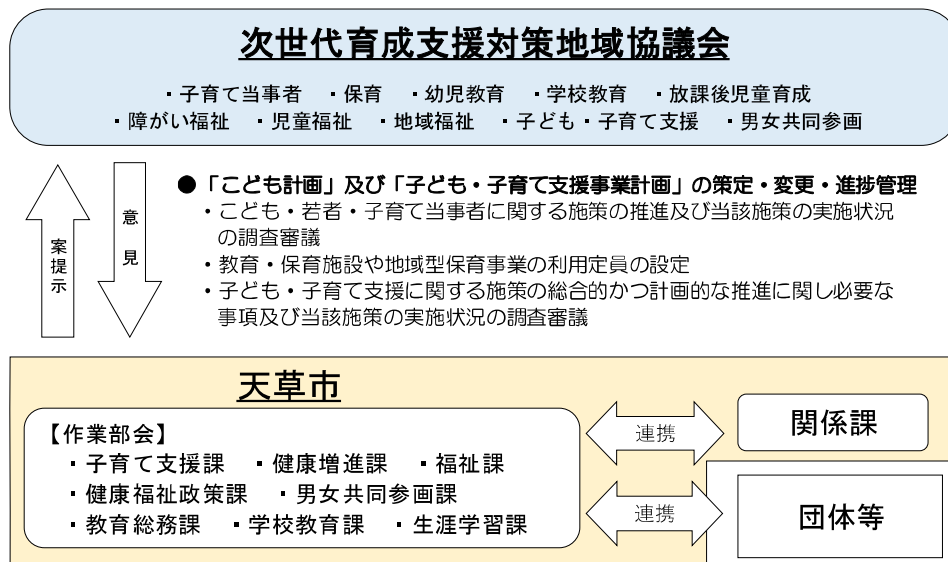


4

計画策定に向けた体制

(1) 天草市次世代育成支援対策地域協議会（市町村子ども・子育て会議）

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、審議会その他の合議制の機関またはこどもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこととされています。本市においては「天草市次世代育成支援対策地域協議会」の委員がこどもの保護者及び子ども・子育て支援の当事者であることから、その役割を担っていただくほか、本市の子ども・若者・子育て当事者に関する施策を取りまとめる「市町村子ども計画」の策定等にあたっては意見をいただく機関として位置づけます。



(2) 天草市子ども・子育て支援に関する基礎調査

市内在住の就学前児童の保護者及び小学生児童（４年生まで）の保護者を対象に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、今後の要望、意見等を把握し、教育・保育ニーズや子育て支援事業の量の見込みの推計など本計画策定の基礎資料としました（104～114 ページにアンケート結果の一部を掲載）。

調査時期	(発 送 日) 令和 6 年 3 月 21 日 ～ (回答期限) 令和 6 年 4 月 15 日	配布数	回収数	回収率
調査対象	天草市在住の未就学児の保護者	1,905	873	45.8%
	天草市在住の就学児（小学校 1～4 年生）の保護者	1,755	799	45.5%
調査方法	郵送による配布・回収	計 3,660	1,672	45.7%